



伝言板

原発立地
から

県民投票条例制定に向けて
鹿児島市議会議員 野口英一郎

鹿児島の川内原発は来年7月に1号機が、そして再来年の11月に2号機が40年の寿命を迎えるので、延長運転に向けた審査が進んでいます。県の分科会委員で元東芝の原発設計技術者の後藤政志さんは、40年延長に懸念を表明したことを無視され、「分科会は茶番」と評しています。

九州電力は、原発のある地下の構造を把握できておらず、また基準地震動も定められない状況です。こうした中で、塩田康一県知事はマニフェストでは可能性を明言していた住民投票には極めて後ろ向きです。私たち「県民投票の会」が先月末に記者会見を行い、住民投票署名活動を公表すると、その翌日知事は、「私は議会にかけません」と述べ、妨害ともとれるような姿勢を示しています。

東日本大震災の直前までは、世界最大級の3号機の新規増設が計画され、大震災の後には2015年に全国に先駆けて1・2号機の再稼働が行われた鹿児島の川内原発。実効性のない避難訓練の状況、全国的に群発する地震の将来的な可能性、訴訟でも主張してきた火山の破局的な噴火といったもろもろの課題について、九州電力は相も変わらず、安全神話にしがみついているだけの状況です。

こうした中で私たちは、20年延長の賛否を問う今回の県民投票条例を求める運動を来月末まで展開します。WEB等でHPやブログ、Twitter等を駆使して展開しているの、相互フォローなどもお願いします。議決案件に足りうるハードルとして、目標人数を3万人と掲げており、問題点を明らかにしながら賛成派の方も反対派の方も参加して川内原発の今後についてはしっかり一人ひとりが意見を表明できる機会を作りたいと考えています。どうか全国からお力添えをお願いいたします。

札幌地裁判決と新規規制基準適合審査
北海道岩内町議会議員 佐藤英行

2022年5月31日、札幌地裁は北海道電力泊原発の運転の差し止めを認める判決を出しました。崖を崩し埋め立てたところに、3.11後に6.5mの防潮堤を造ったが、セメントと砂利を押し固めただけの脆弱なセメント改良土（改良にはなっていない）構造で、地震による液状化現象や津波に耐えられない。よって安全が担保されていないので泊原発の運転をしてはならないとの判決でした。

北海道電力は昨年、原発構内の高さ6.5m、長さ1250mの防潮堤を撤去し、新たな防潮堤1000mを建設すべく、構内に10数基のクレーンを配置し工事にかかろうとしています。2026年12月の再稼働を目指して作業を計画しています。現在近隣町村に2階建てを中心にプレハブ住宅が建てられ、作業員1500人を予定しています。

規制委員会は、4月28日の審査会合で北海道電力が主張した基準地震動693ガルを了としました。海底活断層の影響をいわば値切った判断です。この地震動を基準として防潮堤の規模、構造が図られることとなります。また、地震による津波と地滑りによる津波、洞爺カルデラ形成時の火山活動の火砕流の痕跡が泊原発まで及んでいることが言われており、これも課題となります。さらには津波による既存の防波堤の強度も問題となります。

国に急ぎ立てられるように、規制委員会の新規規制基準適合性審査は行われています。同時に、高レベル放射性廃棄物最終処分への道筋も、寿都町、神恵内村を力ネで水先案内人に仕立て上げ、強力に広範囲に進められています。原子力村の存続と、核保有国を目指す現政権に抗議の声をあげ、鉄槌を加えなければなりません。ともに進んでいきましょう。

原発やめようニュース 反原発自治体議員・市民連盟

NO.44 2023年7月

福島第一原発事故を教訓に危険な老朽原発再稼働を許すな！ 岸田政権の原発推進大転換に全国から脱原発の闘いを強めよう

岸田政権は、昨年8月に表明した原発推進への大転換を進めるために、原発関連5法案の改悪を強行しました。提出された「GX推進法」は、まともな審議も尽くさず、参議院での修正を経て、5月12日の衆議院本会議で改めて採決が行われ成立しました。

原子力の憲法ともいわれる原子力基本法で、原発の活用を「国の責務」と位置づけなおし、原発運転期間に関する規定は環境省所管の原子炉等規制法から削除、運転期間の判断を利用側の経産省にゆだねる改悪です。2023年度は、この法案成立によって原発の規制が骨抜きとなり、加速する原発再稼働や新增設を止める闘いの抜本的な強化が求められます。

「福島をわすれない」取り組み再開します

GX(※)推進法の成立によって、福島第一原発事故を無きものにし、原発の再稼働と新增設を進める動きに対し、私たちは誓いを新たに「福島を忘れないシンポジウムと現地見学」の再開をめざします。菅野清一川俣町議会議員、木幡ますみ大熊町議会議員ら被害自治体議員と相談をしつつ準備を進めています。

福島第一原発事故で立ち入りが規制されている福島県飯舘村の帰還困難区域のうち、国が除染や復興の対象にした「特定復興再生拠点」の避難指示が5月1日に解除されました。県内6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）で計画された復興拠点の避難指示解除はこれで完了しました。それでも、朝日新聞集計では6町村の復興拠点に

反原発自治体議員・市民連盟

共同代表 佐藤英行（岩内町議会議員）
福士敬子（元東京都議会議員）
武笠紀子（元松戸市議会議員）
野口英一郎（鹿児島市議会議員）

〒168-0072
東京都杉並区高井戸東3-36-14-301
Tel/FAX 03-5936-0311
<http://nonukesjapan.org/>
郵便振替 00110-7-449067

戻った人口は計158人、住民登録者数の1.2%で、帰れない方が大半です。福島現地との交流を再開し、今後の福島の在り方と全国からの支援の在り方を共に考えます。

水戸地裁判決活かし、東海第二原発阻止を

2021年3月に東海第二原発の差し止めを命じた水戸地裁判決は、避難計画の不備を指摘しました。その後も東海第二の30キロ圏自治体で避難計画は進んでいません。地裁判決を活かし、原発の来年9月安全対策工事完了後の再稼働の計画を止めましょう。

※GX(グリーン・トランスフォーメーション): 温室効果ガスを発生させないクリーンエネルギーにする

関西ブロック第7回総会・講演会

日時：7月2日(日)13:30 開会

場所：高槻城公園芸術文化劇場

北館2階 展示室

資料代：500円

1時半～1時50分 総会

14時～16時

老朽原発うごかすな！講演会

講師：山崎久隆さん（たんぽぽ舎）

「岸田政権の原発推進大転換と
今後の反原発運動の課題」

報告：「東海第二 水戸地裁判決
から避難計画を問う」
けしは誠一（連盟・事務局長）

連盟第13回総会 水戸地裁判決の重要性を鈴木裕也弁護士に学ぶ

統一地方選挙を終えた5月27日、連盟第13回総会が、たんぽぽ舎を会場にオンラインで開催されました。2022年度活動報告および決算、2023年度方針と予算が議決されました。議案とあわせ、阿部功志東海村議会議員、野口英一郎鹿児島市議から現地状況を、東海第二原発再稼働めぐる運動の現状と課題を柳田真さん、若狭の原発反対行動の取り組みを高木隆太高槻市議から報告されました。今後も全国の原発立地で奮闘する自治体議員・市民といっそう強く連携することを誓いました。

水戸地裁判決の判断の維持・定着に向けて

第2部の記念講演は、東海第二原発差し止め訴訟弁護団の若手のエース鈴木裕也弁護士にお願いしました。鈴木弁護士は、「水戸地裁判決の判断の維持・定着に向けて」と題し、前田英子裁判長が下した判決の意義を鋭く、時折ユーモアを交えてわかりやすく話されました。深層防護は、一般的(工場などでも)に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持ったいくつかの障壁(防護レベル)を用意して、それぞれの障壁が独立して有効に機能することを求めたもの。原発についてはIAEAは、原発の安全を確保するために5層の防護レベルを用意すべきとしていること。重要なのは、安全対策をそれぞれの防護レベルごとに独立して万全を期すことであり、一つが欠けていても他が良ければよいというものではないということです。水戸地裁判決の画期性は、「原子炉施設に求められる安全＝深層防護の第1から第5の防護レベル

のいずれかが欠落し又は不十分でないこと」として、第5のレベルで示す避難計画及びこれを実行する体制の問題についても差し止め請求の指標となる「原発施設に求められる安全」の問題と明言したことです。

福島第一原発事故教訓の強調こそ重要

鈴木弁護士は、水戸地裁判決の守るべき本質①原発事故被害の深刻性・被害の特異性、②安全確保の困難性、③予測を司る科学の不確実性、④事故発生時における避難の困難性の4点を強調することは大前提としたうえで、さらに加えて、福島第一原発事故の教訓を改めて強調することが重要だとしました。鈴木弁護士は、改めて国会事故調査報告書や政府事故調査報告書を読み気づいたといいます。

この国の文書から、想定外の事象が起こらないと過信していたことが福島第一原発事故において被害拡大を招いたと明示されている。いまずべきことは、原発事故の被害がいかに甚大なもので、多くの人の人生を破壊するか身をもって体験した私たちが、改めて事故の教訓を訴えていこうと締めくくりました。



鈴木裕也弁護士にオンライン参加者から質問も

毎月原電本店・東電本店に申し入れを行っています

毎月第一水曜日5時から原電本店に、6時半から東電本店に抗議行動を継続し申入書を提出しています。6月7日は原電に、茨城県沖で頻発する地震は30年以内にマグニチュード7クラスの大地震発生確率が80%程度と指摘され、避難計画が策定できておらず、老朽原発にトラブルが続出している状況では再稼働を断念するよう要請。原電の回答はなく東電からは不十分ながら回答がきます。



「3.21関電包囲大集会」「3.21-4.2大阪関電本店-高浜原発リレーデモ」延べ900人「老朽原発うごかすな！」をアピール 若狭の原発を考える会 木戸恵子

「老朽原発うごかすな！実行委員会」は、3月21日「関電包囲大集会」を開催し、大阪、京都、琵琶湖東岸を通過して、4月2日高浜原発まで230km13日間、沿道のデモを見守る人達からたくさんの声援をいただき、参加者は「原発廃炉」「老朽原発うごかすな！」は民意であることを実感しました。

「反原発」の赤い旗や「老朽原発うごかすな！」の幟が立ち並び、マイクで「老朽原発即時廃炉」を沿道の皆さんに訴えました。街宣車が「原発のない明日を」「老朽原発うごかすな！」のハチマキを乗せ、車のスピーカーから原発推進に暴走する岸田政権NOを訴えながら、目に見え、耳に届くリレーデモを実施しました。

彦根では、「311子ども甲状腺がん」裁判の井戸謙一弁護士、米原市では平尾道雄市長から激励をいただきました。リレーデモで通

過した13自治体には、「老朽原発の危険性」「過酷事故時の避難の困難性」があり、住民の命を守る立場に立って、「原発のない社会をめざす決意」を表明するよう申し入れました。また、「リレーデモニュース」が毎日発行され、参加者を大いに勇気づけました。



写真はリレーデモ2日目



放射性物質が放出される危険性の立証を住民側に求める不当判決 仙台高裁女川原発差し止めの訴え退ける 女川町議会議員 阿部美紀子

5月24日、石巻の住民が提訴した、原発避難計画の実効性を争点にした女川原発差し止め訴訟の判決がでました。結果は、原発が事故を起こすかどうかの実証ができないから棄却というひどいものでした。

「原発が危険であるから避難計画が必要」というのに、「事故の立証ができないから避難計画の実効性を審査する必要がない」というのは、矛盾ではないのか。そもそも、避難しなければならない原発とは何なのか。風向きにしても、上空と地上とは違っている。



一体どっちに逃げればいいのか。また避難計画は、避難所までの計画であり、そ

の後の生活には一切触れていません。福島原発の後始末をみれば言わずもがなです。

国は、二酸化炭素を出さない、原発が動かないから電気料金が安いなどと、温暖化対策の優等生として原発の再稼働、新增設まで言い出しました。温排水などの都合の悪いことは一言も言いません。女川原発を例にとると、震災前、1号機、2号機、3号機で海水温より7℃高い温排水を156トン排出していました。驚くなかれ、これは1秒間にです。1年間では、十和田湖の水量を超えます。放射性廃棄物にしても、10万年の管理が必要と言いますが、10万年後の世界はどうなっているのか、誰が見届けるのか。汚染水の管理も満足にできず、海に放出しようとしています。

女川を廃炉に、原発に頼らない町づくり、自然と共存できる社会を目指しましょう。